



厚生労働省発職第0107003号

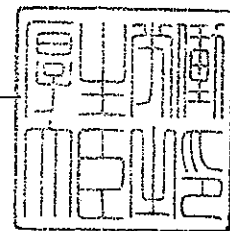
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成21年1月7日

厚生労働大臣 舛添 要



職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を定める告示案要綱

職業安定法施行規則第十七条の四第一項の厚生労働大臣が定める場合は、同規則第三十五条第三項の規定による報告に係る内定の取消し又は撤回の内容が、次のいずれかに該当する場合とする。

- (一) 二年度以上連続して行われたもの
- (二) 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの（内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）
- (三) 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
 - イ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
 - ロ 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。